

確定申告書第二表の書き方

<記載例>
 次の5件の寄附を行った場合の記載方法

①大田区	10,000円
②日本赤十字社が受付する災害義援金	20,000円
③日本赤十字社東京都支部（②以外）	10,000円
④東京都の条例で指定した寄附金の対象となる公益法人▲▲	10,000円
⑤大田区の条例で指定した寄附金の対象となる社会福祉法人■	10,000円

確定申告書(第二表)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
		円	円	円	円	○	○	○	A 30,000	B 10,000	C 20,000

- Ⓐ 「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」欄・・・①及び②が該当（注1）
- Ⓑ 「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」欄・・・③が該当
- Ⓒ 「条例指定分」の「都道府県」欄（注2）・・・④及び⑤が該当
- Ⓓ 「条例指定分」の「市区町村」欄・・・・・・・・⑤が該当

(注1) 災害義援金として日本赤十字社又は中央共同募金会等の団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取扱われますので、「都道府県、市区町村」欄に記入します。

(注2) 大田区の条例で指定した寄附金は、東京都の条例でも指定されているため、「条例指定分」の「都道府県」欄と「市区町村」欄の両方に記入します。
 ④については、東京都の条例で指定されている寄附金ですが、大田区の条例では指定していないためⒸとⒹの金額は異なります。